

骨髄バンクへの登録を後押しします —4 月から骨髄等移植ドナー支援事業助成金を創設

骨髄または末梢血幹細胞（以下「骨髄など」という。）
を提供したドナーとドナーを雇用する事業所に、助成金を交付する事業を創設し、骨髄バンクへの登録を後押しします。

骨髄などの提供には、入院・通院などで仕事を休まなければならない場合がほとんどです。この制度を通じて、ドナー本人と事業者双方の休業に対する不安を解消し、移植を待つ多くの患者の手助けとなることを目指します。

また、多くの事業所に対し「ドナー特別休暇制度」の導入を促します。



1 助成対象者

- (1) 柏崎市内に住所を有し、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日以降に骨髄などの提供を行った方
- (2) (1)の方が勤務する市内事業所のうち、ドナー特別休暇制度がある事業所

2 助成額

ドナー特別休暇制度	対 象	助成額の算出方法	限度額
あり	ドナー	1 万円×入院・通院日数	7 万円
	事業所	1 万円×入院・通院日数	7 万円
なし	ドナー	2 万円×入院・通院日数	14 万円

3 受付開始

令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から

4 令和 2 (2020) 年度予算額

42 万円 (14 万円×3 件)